

令和2年10月7日

国立市長 永見 理夫 様

国立市特別職職員報酬等審議会

会長 長沼 宗昭

国立市議会議員の適正な期末手当の支給割合の考え方について（回答）

令和2年2月4日付け国行職収第80号にて依頼のありました標記の件につきまして、下記のとおり回答いたします。

記

1. 審議の経過

今回の審議は、国立市議会議長より国立市長に対し、国立市議会議員の適正な期末手当支給割合の考え方について、国立市特別職職員報酬等審議会に意見を伺ってほしい旨の依頼があり、これを受けて国立市長から本審議会に依頼があったものである。

依頼内容は本審議会の所掌事項外ではあるものの、市長において、本審議会の意見が市議会において参考意見として尊重されるように取り扱うとのことであったため、依頼に応じて議論を行った。

すでに常勤特別職職員の給料額や期末手当・退職手当の支給割合についての審議・議論が進んでおり、その内容が本依頼に係る議論にも関連することから、常勤特別職職員に係る議論ののちに、本依頼についての議論を行った。

2. 主な審議資料

議論においては、事務局より、以下の資料について説明をうけたのち、審議を行った。

- 国立市議会議員の適正な期末手当の支給割合の考え方について（検討案）
（令和2年8月24日 第6回国立市特別職職員報酬等審議会 配布資料4）
- 東京都26市 議員報酬及び政務活動費等一覧（令和2年2月現在）
（令和2年8月24日 第6回国立市特別職職員報酬等審議会 配布資料5）
- 給与・賞与等の改定歴
（令和元年11月20日 第1回国立市特別職職員報酬等審議会 配布資料9）

3. 審議の内容

審議においては、2に記載の資料の内容を踏まえつつ、多様な観点から議論が行われた。

市議会議員の期末手当の性質については、市民の負託に応えるという特殊な職務に対して支払われる「職務給」としての性質に着目した意見が多くみられた。このことは、各委員が、市議会議員が崇高な理念や目的のもとで職務に当たっているとの認識をもっていること、およびその期待をもっている

ことの現れである。その一方で、「生活給」的な側面から、可処分所得額や将来的な年金額について言及する意見も見られた。

他市比較の視点からは、期末手当の支給割合について、他市と比べて低い状態にあることが確認された。ただし、他市では、支給割合は国立市よりも高いものの、計算基礎となる議員報酬が低いこと等により、結果として期末手当の額が国立市より低くなるケースも見受けられたことから、支給割合のみを比較することが妥当かどうか疑問を呈する意見があった。これを受け、議員報酬や政務活動費をあわせた年間総支給額を確認したところ、国立市は東京都下26市中高い方から18番目に位置しており、低い方ではあるものの、類似団体平均を上回っている状況であった。

議員報酬の額については、単に金額の多寡のみで評価するべきではなく、議員一人当たりの人口等も考慮する必要がある。その際、議員一人当たりの人口をどう考えるかとの論点は、地方自治の本旨に関わる重大な問題であり、全市的な議論を要する内容である。政務活動費の額についても、同様に市議会議員のあり方という大きな問題につながる論点である。

このような整理の中で、期末手当の支給率にのみ焦点を当てて議論を行うことは適切ではなく、支給総額や、それぞれの支給費目のバランスも含めて全体的に議論をすることが望ましい。議論の内容が議員報酬に及ぶ以上、議員報酬の額についての諮問がない中で、これ以上踏み込んだ議論をすることはできず、また課題の重大性から、審議会委員のみの議論で軽々に判断することはできないとの考えに至った。

4. 結論

以上の議論を踏まえ、本審議会では、国立市議会議員の適正な期末手当支給割合について、期末手当の支給割合のみを取り出し、また数値のみで議論することは適切とは言えず、議員報酬等、市議会議員に支給される費目全体を併せ、また地方自治のあり方等の本質的な考えを踏まえて議論することが望ましいとの考えに至った。支給される費目全体を対象として議論する場合には、議論の内容に議員報酬額が含まれてくることや、本質的な議論が必要であることから、議員報酬についての諮問を受けたうえで全体として議論すべき内容であると判断した。

これらのことを総合的に考慮した結果、本審議会では、今回の依頼については回答困難であるとの結論に至った。

今後、地方自治における市議会議員のあり方や、それを踏まえた市議会議員の議員報酬等支給費目全体のあり方といった本質的かつ全市的な議論を、まず市議会において深めていただきたい。そのうえで改めて、議員報酬等を含めた各費目の支給額等について、本審議会に対して諮問していただきたく、お願いするものである。

以上